

令和3年度決算に係る財務書類等作成支援業務仕様書

1 業務名

令和3年度決算に係る財務書類等作成支援業務

2 委託期間

契約締結の日（令和3年10月上旬）から令和5年3月31日まで

3 目的

統一的な基準に基づく地方公会計の構築のために整備した固定資産台帳の継続的な管理、財務書類の正確かつ効率的な作成、資産負債の把握及び固定資産台帳を用いた今後の公共施設等マネジメント業務への活用のため、令和3年度決算における固定資産台帳及び財務書類等の作成支援並びに令和3年度財務書類等の作成に向けた日々仕訳の確認、助言等の会計的支援業務の一部を専門的な知識を有する業者に委託するものである。

4 採用する地方公会計の整備方法

最新の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（総務省）に示された要領・手引きによる。

5 業務概要

(1) 令和3年度財務書類等の作成に向けた次に掲げる業務

- ア 仕訳データの精査及び修正
- イ 資本的支出の判定及び確認
- ウ 現存のマニュアルの加筆・修正

(2) 令和3年度決算に係る次に掲げる業務

- ア 固定資産台帳の更新支援
- イ 財務書類等の作成支援
- ウ 地方公会計制度についての体制整備における支援
- エ 検証・分析、公表資料の作成
- オ 現存のマニュアルの加筆・修正
- カ その他

6 業務内容

財務書類作成に関する以下の業務は、委託者が導入している財務会計システム（FAST）（ジャパンシステム株式会社製）を用いて行うものとする。

(1) 令和3年度財務書類等の作成に向けた次に掲げる業務

- ア 仕訳データの精査及び修正
 - (ア) 財務会計システムにより作成される仕訳データを確認し、適切な会計帳簿を作成するために仕訳の誤りの指摘及びより適切と考える仕訳の助言等の支援を行うこと。対象データは、令和3年4月1日から令和4年3月末日まで及び令和4年4月1日から令和4年5月末日までの令和3年度出納整理期間の執行データとする。
 - (イ) 1つの執行データであっても、例えば「資産」と「費用」に分けるなど個別判断が必要な場合は正確に仕訳ができているか確認し、必要な助言を行ったうえで仕訳を決定すること。
 - (ウ) 委託者が求めた場合に、仕訳データ修正の入力作業を生駒市役所において行うこと。

- イ 資本的支出の判定及び確認

- (ア) 財務会計システムにより作成される仕訳データから資本的支出となるデータを抽出し、資産となるものと費用となるものの判定を行うこと。対象データは、令和3年4月1日から令和4年3月末日まで及び令和4年4月1日から令和4年5月末日までの令和3年度出納整理期間の執行データとする。
- (イ) 仕訳データの確認で資本的支出となると判定したデータと固定資産台帳に連携を行うデータが一致しているかを確認すること。一致していない場合、仕訳データ又は固定資産台帳連携データが一致するように修正方法を提案すること。
- (ウ) 委託者が求めた場合に、判定及び確認によって修正が必要なデータの入力作業を生駒市役所において行うこと。

ウ 現存のマニュアルの加筆・修正

6 (1) ア及びイの業務に伴い、修正等の判断で今後も影響があるものについて、その判断基準等を引き継ぐことができるように、現存のマニュアルの加筆修正を行うこと。

(2) 令和3年度決算に係る次に掲げる業務

ア 固定資産台帳の更新支援

(ア) 台帳の更新

- ① 財務書類作成に必要な情報を備えた補助簿としての固定資産台帳を整備するための必要な支援を行うこと。
- ② 財産の種類、取得価格、取得年月日、耐用年数等の台帳に必要な項目を確認し、統一的な基準の評価方法をもとに台帳が更新されているかを検証し、追加や修正が必要な場合の助言、指導を行うこと。検証にあたっては、有償以外の固定資産の異動データの登録の有無を確認するものとし、含まれていないデータがある場合は指摘し、台帳に追加するためのデータの作成を行うこと。また、委託者が求めた場合に追加や修正を行うべき台帳データの入力を生駒市役所において行うこと。

(イ) 台帳管理の方法

財産の取得・異動に伴い、その情報を台帳に反映させ、固定資産台帳を継続的にメンテナンスしていく手法について検討・提示すること。

イ 財務書類等の作成支援

一般会計等財務書類、全体会計財務書類及び連結財務書類の財務四表、注記及び附属明細書等の作成及び作成支援を行うこと。

- (ア) 日々仕訳による複式仕訳が正しくなされているかを確認し、必要な助言をすること。また、修正が必要な仕訳についてはその仕訳を提案し、委託者が求めた場合にデータの修正入力を生駒市役所において行うこと。なお、日々仕訳の確認にあたり、頻度が高い誤りや今後の仕訳の判断に有益な事例があった場合は、その内容をとりまとめて委託者にフィードバックすること。また、業務を行うにあたっては令和2年度決算の財務書類等と整合性を図るよう努めること。
- (イ) 1つの執行データであっても、例えば「資産」と「費用」に分けるなど個別判断が必要な場合は正確に仕訳ができているか確認し、必要な助言を行ったうえで仕訳を決定すること。
- (ウ) 未収・未払・引当金等、発生主義特有の調整及び一般会計等財務書類、全体会計財務書類及び連結財務書類の作成に必要な決算整理仕訳を作成すること。また、委託者が求めた場合に前段で作成した決算整理仕訳のデータ入力を生駒市役所において行うこと。
- (エ) 作成は、本仕様書4の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を基本に行っており、それに示されている資金仕訳変換表、非資金仕訳例を参照するが、一部他の仕訳が妥当である場合は提案・決定すること。
- (オ) 全体財務書類及び連結財務書類の作成については、委託者が全体及び連結対象団体から取り寄せた法定決算書類や個別財務書類に基づいて、連結調査票取込ファイル作成ツールを用い

て読替え（組替え）、データを作成すること。さらに、単純合算と内部取引の相殺消去仕訳データを作成して純計処理を行い、全体財務書類及び連結財務書類を作成すること。

(カ) 一般会計等、全体及び連結における「附属明細ツール（附属明細書）」を作成すること。

(キ) 一般会計等における「行政コスト計算書に係る行政目的別の明細」を作成すること。

(ク) 一般会計等、全体及び連結における「有形固定資産の明細」及び「有形固定資産の行政目的別明細」を作成するための支援を行うこと。

ウ 地方公会計制度についての体制整備における支援

一般会計等、全体、連結の財務書類等の作成にあたっての流れ及び注意すべき点等について、委託者に作成のノウハウの助言をすること。

エ 検証・分析、公表資料の作成

(ア) 固定資産台帳及び財務書類等を検証・分析し、その内容、結果を報告すること。

(イ) 固定資産台帳及び財務書類等に関する外部への公表資料をこれまでの委託者の公表資料に則り作成すること。

オ 現存の委託者のマニュアルの加筆・修正

令和4年度以降の庁内体制整備のため、本業務を行う上で行った仕訳や資産化の判断基準等を現存の委託者のマニュアルに加筆修正すること。

カ その他

(ア) 日常的な地方公会計に係る相談（仕訳の判断や資産の判断についてなど）にも随時対応すること。

(イ) 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が更新等された場合の最新の情報を委託者に提供すること。

7 履行体制

(1) 本業務は、発生主義や複式簿記に関する会計の専門知識を必要とする業務であるため、それらの知識・能力・ノウハウを有する公認会計士又は税理士が従事あるいは監修できる体制を整えること。

(2) 地方公会計基準モデル又は統一的な基準に基づく地方公会計整備に係る業務支援の実績を複数有する者が従事すること。

(3) 一般会計等の財務書類等（財務四表、注記、公表用資料、行政コスト計算書に係る行政目的別の明細）を令和4年7月下旬を目安に完成できるように支援体制を整えること。なお、詳細な日程については委託者と協議すること。

(4) データのシステム登録のための入力作業等により生駒市役所へ来庁する回数は、委託期間を通じて最低5回程度は見込んでおくこと。なお、この回数はいくまで目安であり、入力するデータの総量等によっては5回以上の来庁が発生することも想定しておくこと。

8 成果品の提出及び提出時期について

受託者が委託者に提出する成果品は以下のとおりとし、以下に定める日までに、印刷物又は同内容を記録したCD-ROM等電子データにより提出すること。

成果品	提出期日
業務完了届	契約期日満了日
公表用資料（財務書類等）	一般会計等：令和4年8月26日 全体：令和4年10月14日

	連結：契約期日満了日
マニュアル等の修正資料	令和4年8月26日
その他、本業務に関する資料等	委託者及び受託者が協議のうえ定めた日

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託者が要請する場合のほか、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
なお、本業務の実施にあたっては、生駒市財政課を担当窓口とし、十分な連絡、調整、協議を行うこと。
- (2) 本業務の契約にあたり、受託者が一括して第三者に本業務を委託することは認めない。ただし、契約業務の一部について、委託者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- (3) 本業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承諾なく成果品及びその過程のデータを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (4) 委託期間終了日から2年以内の間に本業務の成果品等について委託者が問い合わせを行った場合等は、受託者は誠実にこれに対応することとする。また、業務の内容に瑕疵があった場合は、委託者と協議の上、受託者は無償で是正措置を講ずること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、委託者及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。